

六月二十日午後二時ヨリ會社應接室ニ於テ勞資會見シ従業員側ヨリ左ノ交渉ヲ為シテリ

1. 會社ノ二割減給案ヲ五割減給ニ修正スルコト

2. 月曜日火曜日ノ休業日ニ出勤セシムルコト

3. 月曜日火曜日ニ休業ノ場合ハ臨時休業手當ヲ支給

右ニ對シ會社側ハ

1. 二對シテハ考慮シ置クヘシ

2. 二對シテハ將來出勤シ得ル様努力スヘシ

3. 二對シテハ火曜日ノ休業ノ場合ニ限リ支給スヘク考慮シ置クヘシ

六月二十七日午後一時ヨリ更ニ會見シ従業員側ハ五割減給ヲ以テ一日八時間ノ労働時間ニ對シ三十分間無給ニテ作業スルコトヲ提案セルニ會社側ハ之ヲ容認スル能ハストテ交渉行儀ニシテ狀態ニ入リトルカ最後ニ會社ハ雜費給ヲ撤廃シ單價一割五分ノ値

下ケテ一割五分ノ減給ヲ考ヘテ交渉スルニ決スル

トシテ將來日月火曜ノ以外ニ休業スルニ至ルトモ會社ハ責任ヲ負担スル能ハスト最後ノ申渡シヲ爲シタルニ従業員側ハ協議ノ上改メテ同意スルコトヲ約シ午後四時頃會見ヲ終リタリ

一 事業呈請

會社ハ既ニ減給率ノ援加ノタメ最大ノ讓歩ヲ爲シタルモ従業員側カ之レヲ承認セサルニ於テハ新制度ヲ撤回シ其ノ結果現在以上ニ休業スルニ至レハ従業員側ヨリ之ヲ対策ニ圖リ何等カノ申渡シアルモノトノ推察ニシテ其ノ時ニ際シ單價値下ヲ行フ豫案ノ如シ

一 従業員側

従業員側ハ作業別ニ依リ作業多寡ヲ為シ現在月曜火曜ニ出勤